

■ Article(vol.72) ■

平成25年度税制改正大綱の主要課題を見る(1)

拓殖大学准教授 稲葉知恵子

平成25年1月29日に「平成25年度税制改正大綱」が閣議決定された。安倍政権が掲げる経済成長とデフレ脱却を税制面から後押しするため、企業に設備投資や雇用拡大などを促す減税制度に重点が置かれている。また、平成26年4月から17年ぶりに消費税の税率が引き上げられるため、これに対応する措置が所得税、相続税、自動車関連税制で検討されている。

平成25年度税制改正は、(1)成長による富の創出に向けた税制措置、(2)社会保障・税一体改革の着実な実施、(3)復興支援のための税制上の対応、(4)円滑・適正な納税のための環境整備を基本的な考え方として、「成長と富の創出の好循環」を目指している。今回と次回の2回にわたって、「平成25年度税制改正大綱」の主要課題について概観する。本稿では法人課税と個人所得課税について扱い、次号で資産課税、消費課税等を扱う。

【法人課税】

平成25年度税制改正では、国内での設備投資や研究開発へのインセンティブを高めることで、経済の底上げや産業競争力の強化を図ろうとしている。

法人税は平成24年度の税制改正により税率が25.5%（中小法人の軽減税率は19%）へ引き下げられた（ただし、復興特別法人税が3年間課される）。これ以上の引下げは歳入の大幅な減少につながるためすぐに実行できない。その代わりに研究開発や設備投資、雇用、給与を増やすための政策減税が盛り込まれた。具体的には、以下の改正項目を掲げている¹。

(1) 民間投資の喚起と雇用・所得の拡大

- 国内の生産等設備投資額を一定以上増加させた場合にその生産等設備を構成する機械装置の取得価額の30%の特別償却又は3%の税額控除ができる制度を創設
- 環境関連投資促進税制について、その適用期限を2年延長するとともに、即時償却の対象資産にコージェネレーション設備を追加
- 研究開発税制の総額型の控除上限額を法人税額の20%から30%に引き上げるとともに、特別試験研究費の範囲に一定の共同研究等を追加
- 労働分配（給与等支給）を一定以上増加させた場合、その増加額の10%の

1 財務省「平成25年度税制改正大綱の概要」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2013/25taikou_gaiyou.pdf

税額控除を可能とする所得拡大促進税制を創設するとともに、雇用促進税制を拡充し税額控除額を増加雇用者数一人当たり 20 万円から 40 万円に引上げ

(2) 中小企業対策・農林水産業対策

- 商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業等が経営改善に向けた設備投資を行う場合に 30%の特別償却又は 7%の税額控除ができる制度を創設
- 中小法人の交際費課税の特例を拡充(中小法人の支出交際費 800 万円まで全額損金算入)

(3) 復興支援のための税制上の措置

- 避難解除区域等における避難対象雇用者等を雇用する場合の税額控除制度、及び設備投資を行う場合の即時償却や税額控除ができる制度について、新たに避難解除区域等に進出する法人に同様の措置の適用

「成長による富の創出」を達成するための措置が講じられている。設備投資を前年度から 10%以上増やした企業には、その取得価額の 30%を特別償却するか、投資額の 3%を税額控除する選択適用が認められる。

また、再生可能エネルギーと省エネ設備の導入を推進するため、現行の太陽光・風力発電設備の即時償却制度の適用期限が 2 年間延長され、この制度の対象資産にコージェネレーション設備(熱電併給型動力発生装置)が追加された。

国際競争力を高めるため、研究開発税制は平成 25 年度から 2 年間、法人税額から差し引ける控除上限額を法人税額の 20%から 30%に引き上げる措置が講じられた。

雇用関係の税制は二本立てで構成される。一つは労働分配(給与等支給)を増やすための制度である。雇用者給与等支給額を基準事業年度と比べて 5%以上増やした場合、その 10%(中小企業は 20%)が税額控除できる。

もう一つは新規雇用を促す税制である。平成 23 年度から導入された「雇用促進税制」を拡充して、雇用者を一人増やすごとに差し引ける法人税額を従来の 20 万円から 40 万円に増やす。ただし、この制度を適用するためには、年間に雇用者数を 10%以上増やすことが要件となる。

この他、中小企業の営業活動を後押しするため、交際費の損金算入枠が広げられた。平成 25 年度税制改正により 800 万円以下の交際費は全額損金算入が認められる。

【個人所得課税】

平成 25 年度税制改正では、消費税率が 8%に上がる平成 26 年 4 月を見据えた

減税措置として、住宅ローン減税の拡充と車体課税の見直し²が実施された。

また、家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大するため、貯蓄から投資へと資産運用を促す「少額投資非課税制度」が講じられた。

さらに、所得再分配機能を是正するために所得税の最高税率が引き上げられた。具体的には、以下の改正項目を掲げている³。

(1) 所得税の最高税率の見直し

○現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得 4,000 万円超について 45%の税率を創設

(2) 金融・証券税制

○10 年間、500 万円の非課税投資を可能とする日本版 ISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）の創設及び金融所得課税の一体化の拡充（公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲の拡大等）

(3) 住宅税制

○住宅ローン減税を平成 26 年 1 月 1 日から平成 29 年末まで 4 年間延長し、その期間のうち平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年末までに認定住宅（長期優良住宅・低炭素住宅）を取得した場合の最大控除額を 500 万円に、それ以外の住宅を取得した場合には 400 万円にそれぞれ拡充

○自己資金で認定住宅を取得した場合及び省エネ等の一定の住宅リフォームを行った場合の所得税の住宅投資減税について拡充

○個人住民税における住宅ローン控除について、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年末までの間、控除限度額を拡充（減収額は全額国費で補てん）

(4) 復興支援のための税制上の措置

○高台移転を更に推進するため、一定の要件を満たす防災集団移転促進事業で行われる土地の買取りに係る譲渡所得に対し、5,000 万円の特別控除の創設

○東日本大震災の被災者が新たに再建住宅を取得等する場合、住宅ローン減

2 車体課税について、平成 27 年 10 月（消費税 10%の時点）に自動車取得税を廃止することは決定したが、これ以外の自動車重量税やエコカー減税などの議論は 1 年先送りされた。

3 財務省「平成 25 年度税制改正大綱の概要」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2013/25taikou_gaiyou.pdf

税の最大控除額を他の地域よりさらに抜本的にかさ上げし、600 万円に引上げ（現行 360 万円）

平成 25 年度税制改正では、格差を是正するために富裕層に対する所得税の増税がなされた。現行の所得税の税率構造に加えて、平成 27 年より課税所得 4,000 万円超の所得区分に 45%の税率が適用される。

投資による家計の資産形成を促進するために「少額投資非課税制度」が講じられた。個人投資家が年 100 万円の範囲で上場株式等を購入した場合、その売却益や配当への税が 5 年間非課税になる。非課税適用期間は 5 年間であるが、制度は 10 年間存続する。売却益などへの課税を本来の 20%から 10%に軽減する証券税制の優遇措置が平成 25 年 12 月末に適用期限を終えるため、これに代わる制度として創設された。

消費税率引上げによる住宅需要の減少が最も大きくなると考えられる時期に、住宅の取得等をして居住の用に供した場合、減税される。耐久性や耐震性、省エネ性能が高い認定住宅へ平成 26 年 4 月から平成 29 年 12 月までに入居した場合は 1 年間で最大 50 万円の税額控除を受けられる。認定住宅以外の一般の住宅に入居した場合は 1 年間で最大 40 万円の税額控除を受けられる。また、所得税だけでは控除枠を使い切れないものが対象となる住民税からの控除の上限が 97,500 円から 136,500 円へ拡大される。

財務省 「平成 25 年度税制改正大綱」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2013/250129taikou.pdf

財務省 「平成 25 年度税制改正大綱の概要」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2013/25taikou_gaiyou.pdf

以上